

茂原市住宅用省 エネルギー設備等 設置費補助金の ご案内



市では、エネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を設置する方に設置費用の一部を補助します。

◆補助対象設備・金額

- ・太陽光発電設備：1キロワットあたり2万円（上限7万円。千円未満切捨て）
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）：10万円
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円
- ・エネルギー管理システム（HEMS）：1万円
- ・電気自動車充給電設備：5万円

※金額は上限。設置費用が下回った場合は、設置金額まで。

◆対象となる方

次の①～④のすべての条件を満たす方

- ①自ら居住しているか、新たに居住しようとする市内の住宅に対象設備を設置しようとする方、または対象設備が設置されている新築住宅を購入し、自ら居住しようとする方

※すでに対象設備を設置した方、工事中の方は、補助の対象になりません。

②市税の滞納がない方

③平成29年3月10日までに対象設備の設置工事または建築住宅等の引渡しが完了し、実績報告書を提出できる方

④実績報告書提出日までに該当する住宅に居住し、本市に住民登録を完了している方

◆申請受付期間

5月13日（金）～予算額に達するまで（先着順）

- ・太陽光発電設備：50件程度
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）：10件程度
- ・定置用リチウムイオン蓄電システム：10件程度
- ・エネルギー管理システム

※金額は上限。設置費用が下回った場合は、設置金額まで。

（HEMS）：5件程度

・電気自動車充給電設備：5件程度

※1人1回につき1申請のみ。

※1人で複数申請を行う場合、後ろに次の人が並んだ時は、受付ごとに最後尾に並び直し。

◆申請方法

環境保全課（6階）まで書類を持参。

※5月13日（金）のみ市役所6階601会議室にて受付。

※申請書類等は、環境保全課ウェブページからダウンロードできるほか、本納支所、環境保全課窓口で配布。

お問い合わせは、

環境保全課（6階）

☎(20)1504、FAX(20)1604へ。

金制度を実施しています。

【支援内容】

◆米の直接支払交付金

（※平成29年産まで）

・対象者

米の生産数量目標に従って販売目的で生産する販売農家・集落営農

・単価

10アール当たり7500円

・対象面積

主食用米の作付面積から自家消費米相当分として10アール差し引いた面積

◆水田活用の直接支払交付金

・対象者

水田で飼料用米などの戦略作物を、販売目的で生産する販売農家・集落営農

・単価

対象作物により異なります。

（例）加工用米 2万円、WCS用稲 8万円、飼料用米：米粉用米 収量に依り5万5千円～10万5千円

◆ゲタ対策

（畑作物の直接支払交付金）

・対象者

麦、大豆などを販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定新規就農者

・単価

支払方法・対象作物・品質区分により異なります。

◆ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）

・対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者

・対象品目

米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしよ

・補てん額

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、差額の9割を、農業者の積立金と国の交付金で補てんします。

【申請方法】

交付申請書を6月末までに提出してください。

※昨年度申請した人も、今年度分の申請が必要です。

※内容により、別途、販売契約等の手続きが必要です。



経営所得安定対策の 申請を受付中です

販売目的で米などを生産（耕作）する販売農家・集落営農を対象に、国による交付

お申し込み・お問い合わせは、農政課（6階）
☎(20)1526、FAX(20)1604へ。